

○総務省告示第二百四十八号

無線設備規則（平成二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第二号ロ及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号ロ及びハ並びに第七項、第四十九条の二十九の二第一項第二号ロ並びに別表第三号45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年八月二十七日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

〔一〕略
 二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備
 〔1〕4 略

5 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	(一) 一三デシベル以下
〔略〕	〔略〕	(二) 一三デシベル以下
〔略〕	〔略〕	(一) 一三デシベル以下

〔注〕略

(二)・(三) 略

6 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信設備

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
〔略〕	〔略〕

〔注〕略

(二)・(三) 略

〔7〕12 略

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 隣接チャンネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置
 ア 空中線端子(測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。)

〔一〕同上
 二 同上

〔1〕4 同上

5 同上

(一) 同上

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	(一) 一三デシベル以下
〔同上〕	〔同上〕	(二) 一三デシベル以下
〔同上〕	〔同上〕	(一) 一三デシベル以下

〔注〕同上

(二)・(三) 同上

6 同上

(一) 同上

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
〔同上〕	〔同上〕

〔注〕同上

(二)・(三) 同上

〔7〕12 同上

〔新設〕

があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置にあつては、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に並び、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりの全空中線端子の平均電力の総和が、同表の四の欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下の値であること。

一	二	三	四
チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅	隣接チャンネル漏えい 電力の許容値
一〇	一〇	一〇	三デシベル
二〇	二〇	二〇	六デシベル
三〇	三〇	三〇	八デシベル
四〇	四〇	四〇	九デシベル
五〇	五〇	五〇	一〇デシベル

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置にあつては、アの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に並び、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりの全空中線端子の平均電力の総和が、同表の四の欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値に $10 \log_{10} N$ (Nは、一つの搬送波を構成する無線設備の数又は八のいずれか低い値とする。以下同じ。)を加えた値以下であること。

ウ 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置にあつては、アの表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に並び、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりの全空中線端子の平均電力の総和が、同表の四の欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値に九デシベル加えた値以下であること。

(2) | 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

ア 同時に送信する複数の搬送波のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における隣接チャンネル漏えい電力の許容値

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における隣接チャンネル漏えい電力については、(1)に定める許容値を適用する。

イ 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数における隣接チャンネル漏えい電力の許容値

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数における隣接チャンネル漏えい電力については、各搬送波に応じた(1)に定める許容値のうちいづれか高い方を適用する。ただし、隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域と重複する場合にあつては、当該重複する帯域において規定を適用

(二) 陸上移動局の送信装置
しない。

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅あたりの平均電力が、同表の四の欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下の値であること。

一	二	三	四
チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅	隣接チャンネル漏えい 電力の許容値
一〇	一〇	一〇	二デシベル
二〇	二〇	二〇	三デシベル
三〇	三〇	三〇	五デシベル
四〇	四〇	四〇	六デシベル
五〇	五〇	五〇	七デシベル

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(2) 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

ア 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

隣接する複数の搬送波を一体と見なした場合のチャンネル間隔において、(1)に定める許容値を適用する。

イ 隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

それぞれの搬送波において、(1)に定める許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波の隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域と他の搬送波の隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域が重複する場合にあっては、当該一の搬送波に応じた(1)に定める許容値又は当該他の搬送波に応じた(1)に定める許容値のうちいずれか高い方）を適用する。ただし、隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域と重複する場合にあっては、当該重複する帯域において規定を適用しない。

2| 基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

希望波を定格出力で送信した状態で、搬送波の送信周波数帯域の上端又は下端から五MHz、一五MHz及び二五MHzだけ離れた妨害波（帯域幅が一〇MHzの変調波とする。）を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

3| 無線局の送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブ

フレーム長は一ミリ秒（一〇サブフレームで一フレーム）であること。また、スロット長は一ミリ秒、〇・五ミリ秒又は〇・二五ミリ秒のいずれかであること。

4 | 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) | 基地局の送信装置

(1) | 一の搬送波を送信する送信装置

ア | 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置にあつては、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の下欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値であること。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)
一〇	一五以上二五未満
二〇	三〇以上五〇未満
三〇	四五以上七五未満
四〇	六〇以上一〇〇未満
五〇	七五以上一二五未満

注 | 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ | 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置にあつては、アの表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の下欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベルに10logを加えた値以下の値であること。

ウ | 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する送信装置にあつては、アの表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の下欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)四デシベル以下の値であること。

(2) | 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

ア | 同時に送信する複数の搬送波のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の強度の許容値

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の強度については、(1)に定める許容値を適用する。

イ | 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数における不要発射の強度の許容値

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数における不要発射の強度については、各搬送波に応じた(1)に定める許容値のうちいずれか高い方を適用する。ただし、不要発射の強度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域

(二) | と重複する場合に於ては、当該重複する帯域において規定を適用しない。
陸上移動局の送信装置

(1) | 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	不要発射の強度の許容値
一〇	一〇以上二五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下
	一五以上二〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下
二〇	一五以上三〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下
	三〇以上三五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下
三〇	二〇以上四五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下
	四五以上五〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下
四〇	二五以上六〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下
	六〇以上六五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下

五〇	三〇以上七五未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下
	七五以上八〇未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二五デシベル以下

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(2) 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

ア 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

隣接する複数の搬送波を一体と見なした場合のチャンネル間隔において、(1)に定める許容値を適用する。

イ 隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

それぞれの搬送波において、(1)に定める許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波の不要発射の強度の測定帯域と他の搬送波の不要発射の強度の測定帯域が重複する場合にあっては、当該一の搬送波に応じた(1)に定める許容値又は当該他の搬送波に応じた(1)に定める許容値のうちいずれか高い方)を適用する。ただし、不要発射の強度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域と重複する場合にあっては、当該重複する帯域において規定を適用しない。

5| スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(一) 基地局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

ア 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しない送信装置にあっては、次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下

二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四二デシベル以下
二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下
二、六五五MHz以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下

注 二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値

については、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、三〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から七五MHz以上、四〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一〇〇MHz以上及び五〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二五MHz以上となる周波数帯に限り適用する。

イ 空中線端子があり、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する無線設備

全空中線端子の不要発射の総和に対して、アに定める許容値に10log₁₀Nを加えた値を適用する。

ウ 空中線端子がなく、アクティブフェーズドアレイアンテナを使用する無線設備

アに定める許容値に九デシベルを加えた値を適用する。

(2) | 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

ア 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の強度の許容値

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数における不要発射の強度については、(1)に定める許容値を適用する。

イ 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数における不要発射の強度の許容値

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する複数の搬送波の間の周波数における不要発射の強度については、各搬送波に応じた(1)に定める許容値のうちいずれか高い方を適用する。ただし、不要発射の強度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域及び帯域外領域と重複する場合にあつては、当該重複する帯域において規定を適用しない。

(二) | 陸上移動局の送信装置

(1) | 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下
二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)三〇デシベル以下
二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)二五デシベル以下
二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)三〇デシベル以下
二、六五五MHz以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)一三デシベル以下

注

二、五三五MHz以上二、六五五MHz未満の周波数帯における不要発射の強度の許容値については、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、三〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から五〇MHz以上、四〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から六五MHz以上及び五〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から八〇MHz以上となる周波数帯に限り適用する。

(2)

複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置
ア 隣接する複数の搬送波を同時に送信する送信装置

隣接する複数の搬送波を一体と見なした場合のチャンネル間隔において、(1)に定める許容値を適用する。

イ 隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

それぞれの搬送波において、(1)に定める許容値を適用する。ただし、不要発射の強度の測定帯域が他の搬送波の送信周波数帯域及び帯域外領域と重複する場合にあつては、当該重複する帯域において規定を適用しない。

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している無線設備規則第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備の条件については、この告示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この告示の施行の際現に受けている無線設備規則第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この告示の施行の際現にされている無線設備規則第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。